号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合は、その取得期間と同等の期間を平成23年４月１日以前に加えることができる。取得期間は年単位とし、１年未満の場合は切り上げた期間とする。

⑹　次の①～③に掲げる条件をすべて満たす監理技術者を当該工事に専任で１名配置できること。（※）

①　平成23年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる２⑸の②の基準を満たす電気設備工事で（民間工事を含む。）元請としての経験（工期の１／２を超える連続した期間従事しているものに限る。建築一式工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業体の構成員としての実績で協定書による分担工事が２⑸の②の基準を満たす電気設備工事であることを確認できる場合に限る。）を有する者であること（民間の元請としての実績を含む。）。（※１、※２、※４）

②　監理技術者資格者証を有する者であること。

③　入札参加者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。（入札参加資格の確認に際して、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある。）（入札説明書参照）

※経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が配置する技術者についてのみ適用する。

※特定建設工事共同企業体である場合は代表者の配置する技術者についてこの規定を適用するものとする。（※３）

※現場説明書に記載の期間については専任を要しない。

※参加申請に当たっては、複数の配置予定技術者を記載することができるが、記載された技術者のうち要件を満たしていない者がいた場合は、その者を配置予定技術者から除外することを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、令和５年10月１日から令和７年９月30日に完成した工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が60点以上であること（入札説明書参照）。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。）でないこと（入札説明書参照）。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　提出された技術提案が入札説明書の５⑵④㋑や８⑷⑥や別記様式４にある必要な事項が記載されていること。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制

②　「交流無停電電源装置の搬入、据付及び施工後の試験における施工品質の向上に関する取組」に係る具体的な技術提案

③　「電力貯蔵設備の幹線ケーブル接続、敷設及び施工後の試験における施工品質の向上に関する取組」に係る具体的な技術提案

④　ワーク・ライフ・バランス等の推進

⑤　賃上げの実施に関する評価

⑵　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照）。

③　評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①、②により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格

⑶　落札方法

①　入札参加者は、次の㋐、㋑及び㋒の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の範囲内であること。

㋑　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－２（中央合同庁舎第２号館13階）
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係　電話03―5253―8111（内23―153）
メールアドレス
hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp

⑵　入札説明書等の交付期間及び交付方法　原則として、電子入札システムにより交付する。交付期間は、令和８年５月27日から令和８年９月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という）を除く。））。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、下記①の期間内に、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を４⑴担当部局に持参又は郵送等することにより電子データを交付するので、４⑴担当部局へその旨連絡すること。持参による場合は、４⑴担当部局に記録媒体（未使用のもの）を持参すること。郵送等による場合は、４⑴担当部局に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封して送付すること。

①　交付期間　令和８年５月27日から令和８年９月17日の間（休日等を除く。）の９時30分から18時15分まで。

なお、入札に必要な図面等については貸与とするので入札説明書参照のこと。

⑶　申請書及び資料の提出先及び提出方法　令和８年５月27日から令和８年７月３日の間（休日等を除く。）の８時30分から18時00分まで（最終日は17時00分まで）。原則として、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式の場合は、４⑴担当部局に持参、郵送等又は電子メールにより提出すること。持参、郵送等又は電子メールでの提出の場合の受付時間は９時30分から18時15分まで（最終日は17時00分まで。）とする。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和８年９月３日から令和８年９月17日の間（休日等を除く。）の９時30分から18時15分まで。ただし、令和８年９月17日は13時00分までとする。
提出先　４⑴に同じ。
提出方法　持参又は郵送等により提出すること。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、令和８年９月17日13時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、４⑴に持参又は郵送等により提出すること。

なお、持参又は郵送等による入札の受領期限は、令和８年９月17日13時00分（必着）とする。

開札は、令和８年９月24日10時30分。大臣官房官庁営繕部入札室において行う。